

令和元年10月8日
庶務課

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内容
改正の趣旨		<p>厚生労働省が、労働災害により介護補償給付を受給している者を対象に実施した調査において、現在の給付基準では介護費用をまかなえない者が多数存在することから基準を見直し、政令改正を行った。このことに伴い、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部が改正された。</p> <p>区の条例も都の制度に準じ、介護補償額の限度額の一部について同様の改正を行い、併せて規定整備を行う。</p>
介護補償	第12条第2項	<p>介護補償限度額の改正</p> <p>(1) 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合 「105,290円」を「165,150円」に改める。</p> <p>(2) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合 「57,190円」を「70,790円」に改める。</p> <p>(3) 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合 「52,650円」を「82,580円」に改める。</p> <p>(4) 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合 「28,600円」を「35,400円」に改める。</p>

		<p>その他規定整備</p> <p>「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改める。</p>
<p>附則 （改正条例）</p>	<p>第1項</p>	<p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。</p>
	<p>第2項</p>	<p>新条例は、適用に経過措置を定める。</p>

現行	改正案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する<u>生活介護</u>（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する<u>生活介護</u>（<u>同号</u>において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（<u>同号</u>に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された</p>

額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下であるときに限る。） 57,190円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が52,650円を超えるときは、52,650円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。） 28,600円

第13条～第30条（略）

別表（略）

額（その額が165,150円を超えるときは、165,150円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。） 70,790円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が82,580円を超えるときは、82,580円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。） 35,400円

第13条～第30条（略）

別表（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日（以下

「適用日」という。) から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第12条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。